

# 農業人材力強化総合支援事業、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策及び新規就農者確保緊急円滑化対策研修機関等認定要領

(平成 24 年 4 月 20 日付け 24 農経第 165 号農林水産部長通知)

## 第 1 趣 旨

この要領は、別表に掲げる資金及び事業の実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める認定研修機関について、農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、就農準備資金及び就農準備支援資金（以下「就農準備資金等」という）及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業のうち研修農場の整備（以下「研修農場整備」という。）の交付対象者が研修を受ける研修先又は交付対象者の整備する研修農場として、愛知県（以下「県」という。）が就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等として認定するにあたり必要な事項を定める。

## 第 2 認定基準

就農準備資金等及び研修農場整備の交付対象者の研修先又は交付対象者の整備する研修農場として県が認める研修機関等は、県または市町村から就農に向けて必要な技術等を習得できる研修先として位置づけられ、以下の認定基準を全て満たしているものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

### (1) 研修実施体制

- ①定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、②の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）。
- ②研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ③研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。

### (2) 研修期間

概ね 1 年以上かつ概ね年間 1,200 時間以上であること。ただし、原則 1 日 8 時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること）を確保すること。

### (3) 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

- ①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
  - ②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
  - ③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
  - 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
  - 5 研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること。
  - 6 実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対する協力が可能であること。
    - (1) 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認。
    - (2) 就農準備資金等の交付対象者が、研修（実施要綱に定める継続研修を含む。以下同じ。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う就農準備資金等の返還事務等。
  - 7 県が定める経営力の水準（別記）を満たすこと。
  - 8 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

### 第3 研修機関等の申請及び認定手続き

就農準備資金等及び研修農場整備の交付対象者の研修先又は交付対象者の整備する研修農場として、県の認定を希望する研修機関等は、研修機関等認定申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、知事に申請し認定を得るものとする。

なお、その手続きは次のとおりとする。

#### 1 研修機関等の申請

研修機関等は、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修先として位置付けられた又は位置付けを希望する市町村へ申請書を提出するものとする。

なお、県内の複数市町村又は県外地域への就農支援を行う研修先として位置付けられた又は位置付けを希望する研修機関等は、管轄の農林水産事務所農業改良普及課（田原市に所在する研修機関等は田原農業改良普及課。以下「農業改良普及課」という。）又は県立農業大学校企画研修部就農企画科（以下「就農企画科」という。）へ申請書を提出するものとする。

また、上記により難い研修機関等は県農業水産局農政部農業経営課（以下「農業経営課」という。）へ申請書を提出するものとする。

#### 2 市町村の推薦

市町村は、就農準備資金等及び研修農場整備の交付対象者の研修先又は交付対象者の整備する研修農場として適当と認められる研修機関等の申請書に市町村長の研修機関等推薦書（別紙様式第2号）を添えて、農業改良普及課に提出するものとする。

なお、研修機関等を推薦する市町村は、実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対して、県が協力を求めた場合には可能な限り協力するものとする。

- (1) 推薦した研修機関等における就農準備資金等及び研修農場整備の交付対象者の研

修実施状況又は成果目標の達成状況の確認。

- (2) 推薦した研修機関等における就農準備資金等の交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う就農準備資金等の返還事務等。また、研修農場整備の交付対象者が、補助対象経費以外に使用した場合などに行う返還事務等。

### 3 農林水産事務所及び農業大学校の副申

- (1) 農業改良普及課は、市町村からの推薦内容や研修機関等の申請内容について、申請のあった研修機関等や研修機関等が所在する市町村に確認するなど審査（課内における文書協議）し、認定基準を満たしていると認められるときは、農林水産事務所長から農業水産局長への副申（別紙様式第3号）を添えて、農業経営課へ申請書類を提出するものとする。
- (2) 就農企画科は、研修機関等の申請内容について、申請のあった研修機関等を確認するなど審査（課内における文書協議）し、認定基準を満たしていると認められるときは、農業大学校長から農業水産局長への副申（別紙様式第3号）を添えて、農業経営課へ申請書類を提出するものとする。

### 4 研修機関等の認定

- (1) 農業経営課は、研修機関等からの申請内容を審査（課内における文書協議）し、認定基準をすべて満たしていると認められるときは、当該研修機関等に対して知事認定を行う。
- (2) 農業経営課は、認定結果について、農業改良普及課、市町村及び就農企画科を経由して、申請のあった研修機関等に通知するものとする。  
また、認定しなかった研修機関等へも同様に通知する。

## 第4 研修機関等の申請受付時期

県が別に通知する。

## 第5 研修機関等の認定有効期間

認定の有効期間は、以下のとおりとする。

### 1 新規認定

第3の認定を受けた研修機関等は、認定年度を含めた3年間とする。

### 2 変更認定

第6の変更認定を受けた研修機関等は、変更認定年度を含めた3年間とする。

### 3 再認定

第7の再認定を受けた研修機関等は、前回有効期間の翌年度から3年間とする。

## 第6 研修機関等の変更申請及び変更認定手続き

研修機関等が第5の認定有効期間中に以下の内容を変更する場合は、再度、第3の手続きに準じて手続きを行うものとする。

- 1 代表者
- 2 研修責任者又は研修指導者
- 3 研修内容（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更は除く。）
- 4 その他変更申請が必要な事項

## 第7 研修機関等の再認定申請及び再認定手続き

研修機関等が第5の認定有効期間の延長を希望する場合には、有効期間満了前に、再度、第3の手続きに準じて手続きを行うものとする。

なお、認定を受けた研修機関等が有効期間満了後に第5の認定有効期間の延長を希望した場合は、再度、第3の手続きを行うものとする。

## 第8 研修機関等に対する指導

農業改良普及課及び就農企画科は、研修機関等が認定基準を満たし、適切な研修を実施できるよう、関係機関と連携し、必要な指導を行う。

附則 この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附則 この要領は、平成25年5月8日から適用する。

附則 この要領は、平成27年3月17日から適用する。

附則 この要領は、平成29年5月15日から適用する。

この通知による改正前の青年就農給付金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、平成30年5月24日から適用する。

附則 この要領は、令和元年6月4日から適用する。

この通知による改正前の農業次世代人材投資資金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和2年5月28日から適用する。

この通知による改正前の農業次世代人材投資資金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和3年1月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年5月18日から適用する。

附則 この要領は、令和4年6月9日から適用する。

この通知による改正前の農業次世代人材投資資金（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和4年11月8日から適用する。

附則 この要領は、令和5年5月24日から適用する。

附則 この要領は、令和6年5月22日から適用する。

附則 この要領は、令和 7 年 5 月 26 日から適用する。

**別表 実施要綱**

| 実施要綱等                                                        | 資金及び事業                              | 認定研修機関                |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知） | 農業次世代人材投資資金（準備型）                    | 別記 1 第 5 の 1 の（1）イ（ア） |
| 新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年12月20日付け 3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）       | 新規就農促進研修支援事業の資金                     | 別記 1 第 5 の 1（2）ア      |
|                                                              | 就農準備支援事業の資金                         | 別記 5 第 5 の 1（2）ア      |
| 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月29日付け 3 経営第3142号農林水産事務次官依命通知）      | 就農準備資金                              | 別記 2 第 5 の 1（1）イ（ア）   |
|                                                              | 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業のうち研修農場の整備 | 別記 3 第 7 の 2（1）ア（エ）   |
| 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年12月 1 日付け 5 経営第2016号農林水産事務次官依命通知）   | 就農準備支援資金                            | 別記 1 第 5 の 1（1）イ（ア）   |

## 別記

### 県が定める経営力の水準について

- 1 研修指導者は、交付対象者に対して十分な指導を行うことができる３年以上の農業経験を有すること。  
ただし、実施要綱に定める農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金及び経営開始支援資金を申請時点で受給していないこと。
- 2 研修指導者の経営力は、直近３か年の平均農業所得で判断することとし、その水準は、一人当たり所得が認定新規就農者の認定水準以上であること。  
（農業所得は、個人の場合は専従者給与を引く前の農業所得、法人の場合は税引前当期純利益と役員報酬を合わせた額で判断することとする。）
- 3 愛知県農業経営士または愛知県青年農業士の認定者については、士の認定に当たり同様の水準を設けていることから、士の認定をもって経営力が水準以上であると判断する。
- 4 １～３の他、過去の研修生受入実績のある再認定申請、農業団体等による認定申請については、この限りではない。

研修機関等（変更・再※<sub>1</sub>）認定申請書

番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

研修機関等名

代表者職氏名

電 話 番 号

農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、就農準備資金、就農準備支援資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業のうち研修農場の整備の交付対象者の研修先又は交付対象者が整備する研修農場として認定を受けたいので、農業人材力強化総合支援事業、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策及び新規就農者確保緊急円滑化対策研修機関等認定要領（以下「認定要領」という。）第3の1に基づき申請※<sub>2</sub>します。

## 記

1 変更の理由※<sub>3</sub>2 変更の内容※<sub>3</sub>別添のとおり※<sub>4</sub>3※<sub>3</sub> 研修機関等の認定基準

| 認定基準                                                                              |                                                                                              | 申請する研修機関等の状況                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること                      |                                                                                              | <input type="checkbox"/> 左記要件を満たしている<br><input type="checkbox"/> 左記要件を満たしていない                                            |
| 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること |                                                                                              | <input type="checkbox"/> 下記1～5の各項目について確認                                                                                 |
| 研修実施体制                                                                            | 1 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、2の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。） | <input type="checkbox"/> 明記している<br><input type="checkbox"/> 明記していない                                                      |
|                                                                                   | 2 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること                             | <input type="checkbox"/> 左記要件を満たしている<br><input type="checkbox"/> 左記要件を満たしていない                                            |
|                                                                                   | 3 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）                                   | <input type="checkbox"/> 研修に必要な講師や指導者を確保し、施設・機械等を備えている<br><input type="checkbox"/> 研修に必要な講師や指導者が確保されていない、又は施設・機械等を備えていない |

|                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                 |                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修<br>期間                                                                                                                                                                   | 4 概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。<br>ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上<br>の休日を与えること）を確保すること。 | <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる<br><input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない                     |
| 研修<br>内容                                                                                                                                                                   | 5 就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること<br>① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修<br>② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修<br>③ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修   | <input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されている<br><input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されていない |
| 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 配慮できる<br><input type="checkbox"/> 配慮できない                                           |
| 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 適切な評価ができる<br><input type="checkbox"/> 適切な評価ができない                                   |
| 研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 支援することができる<br><input type="checkbox"/> 支援することができない                                 |
| 認定要領別表に掲げる実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対する協力が可能であること<br>① 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認<br>② 就農準備資金等の交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う就農準備資金等の返還事務等。 |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 県が行う左記の事務に協力する<br><input type="checkbox"/> 県が行う左記の事務に協力しない                         |
| 県が定める経営力の水準を満たすこと                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 満たしている<br><input type="checkbox"/> 満たしていない                                         |
| その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること                                                                                                                            |                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 適切である<br><input type="checkbox"/> 適切でない                                            |

「添付書類」

- (1) 研修実施計画（研修内容については、なるべく具体的に記入すること。（例えば、「栽培」「管理」といった漠然とした内容でなく、具体的に「栽培」「管理」の何について学ばせるのかを記入する。）また、①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修、③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修が設定されていること。研修期間は、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上  
の休日を与えること）を確保すること。）（別添1）
- (2) 農業経営等の概要（農業団体等は別添2-1、先進農家及び先進農業法人は別添2-2）
- (3) 定款又は履歴事項全部証明書写し（法人の場合）
- (4) 規約写し（任意団体の場合）
- (5) 研修について明記されている定款・規約・設置要領等（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで確認するため、添付不要）
- (6) 要領第2の2（3）②・③の一部又は全部を派遣研修（例：農業大学のニューファーマーズ研修）により外部の教育機関等で習得させる場合は、どの機関等でどのような研修を受講させるのかがわかる、外部の教育機関等が発行する資料
- (7) その他、研修生が就農に必要な技術や知識を習得できる研修機関等であることを確認するために参考となる資料

- (注) ※1 変更認定申請を行う場合は、「研修機関等変更認定申請書」とする。  
再認定申請を行う場合は、「研修機関等再認定申請書」とする。
- ※2 変更認定申請を行う場合は、下線部を「第6に基づき変更認定申請」とする。  
再認定申請を行う場合は、下線部を「第7に基づき再認定申請」とする。
- ※3 認定申請及び再認定申請を行う場合は、下線部を削除する。
- ※4 変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載する。



## 研修実施計画

### 1 研修責任者及び研修指導者

|     | 所属名・職名・氏名 | 担当する研修 | 左記研修を実施できる技術・知識を有している根拠 |
|-----|-----------|--------|-------------------------|
| 責任者 |           |        |                         |
| 指導者 |           |        |                         |
| 指導者 |           |        |                         |
| 指導者 |           |        |                         |

\* 研修指導者については、必要に応じ行を追加又は削除すること。また、研修指導者が年度交代等により固定していない場合は、職名及び氏名の記入を省略することができる。

\* 「担当する研修」については、研修実施計画「4 研修内容」と対応していること。

\* 「左記研修を実施できる技術・知識を有している根拠」については、経験年数や資格・組織活動等を示すなど、具体的に記載すること。

### 2 習得させる技術・知識

(1 年目)

(2 年目)

### 3 主な研修対象品目

### 4 研修内容 (1 年目)

研修開始月 ○月～ ・ 随時 (いずれかに○)

| 月 | 研修時間 | 研修日数 | 内 容 |
|---|------|------|-----|
| 月 |      |      |     |
| 月 |      |      |     |
| 月 |      |      |     |
| 月 |      |      |     |

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 月      |  |  |  |
| 研修時間合計 |  |  |  |

研修内容（2年目）

| 月      | 研修時間 | 研修日数 | 内 容 |
|--------|------|------|-----|
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 月      |      |      |     |
| 研修時間合計 |      |      |     |

- \* 研修計画については、研修時期に即して習得を目指す技術・知識を記載するなど、年間を通じて同一の内容にならないよう留意して立てること。
- \* 2年目の研修計画については、1年目の研修で習得させる技術・知識をふまえて立てること。
- \* 内容については、なるべく具体的に記入すること。（例えば、「栽培」「管理」といった漠然とした内容でなく、具体的に「栽培」「管理」の何について学ばせるのかを記入する。）
- \* 内容に、①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修、③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修が設定されていること。
- \* 研修期間は、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の休日を与えること）を確保すること。

## 5 休憩時間及び休日の確保

## 6 研修生の受け入れ可能人数

## 7 研修の実施及び円滑な就農のための関係機関や関係団体等との連携

- \* 各関係機関や関係団体等の役割（どのような指導・助言を行うことができるか）を明記すること。
- \* 他の資料に上記内容が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

## 8 研修をマネジメントする機能及びその人材等

- \* 研修全般を管理し、研修生が就農するために必要な技術・知識を習得させるという目的を達成させるための体制及び責任者について記載すること。
- \* 他の資料に上記内容が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

## 9 研修生の健康管理及び事故防止対策

10 研修生の研修実施状況の評価体制

11 研修終了後の支援内容

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 研修生が研修終了後<br>に就農できるための<br>具体的な指導・支援<br>内容 |  |
|-------------------------------------------|--|

## 研修機関の概要

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 構成員  
(法人) 役員 名、正社員 名、常時雇用 名、臨時雇用 名  
(任意団体) 構成員 名
- 4 設立（法人の場合）  
年 月
- 5 研修対象品目
- 6 研修実施ほ場及び面積
- 7 主な施設・機械
- 8 過去 5 年間の研修生受入実績と研修終了後の定着状況
- 9 その他特記事項

※先進農家における現場研修を行う場合、該当農家分について、別添 2－2 に準じた様式を添付すること。

※他の資料に上記項目が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

## 農業経営等の概要

- 1 氏名又は名称
- 2 農業経営地
- 3 栽培品目及び栽培面積
- 4 主な施設・機械
- 5 構成員  
（個人）家族 名（本人含む）、常時雇用 名、臨時雇用 名  
（法人）役員 名、正社員 名、常時雇用 名、臨時雇用 名
- 6 設立（法人の場合）  
年 月
- 7 販売方法
- 8 直近年の販売金額及び所得（法人の場合は経常利益）
  - ・販売金額 万円
  - ・所得（経常利益） 万円
- 9 過去5年間の研修生受入実績と研修終了後の定着状況
- 10 その他特記事項

※他の資料に上記項目が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

## 研修機関等推薦書

番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

市町村長名

農業人材力強化総合支援事業、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策及び新規就農者確保緊急円滑化対策研修機関等認定要領第 3 の 2 に基づき、別添研修機関等を就農のために必要な研修先として位置付け推薦します。

また、改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保緊急対策実施要綱、新規就農者育成総合対策実施要綱及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づき、県が行う下記の事務に対して、必要に応じて協力します。

### 記

| 市町村が協力する主な事務                                                                                                                                                                                                                     | 市町村の意志確認                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推薦した研修機関等における交付対象者の研修実施状況又は成果目標の達成状況の確認                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> 県が行う確認事務に必要な応じて協力する<br><input type="checkbox"/> 県が行う確認事務に協力しない   |
| 推薦した研修機関等における交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後 1 年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、就農準備資金及び就農準備支援資金の返還事務等。また、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業のうち研修農場の整備の交付対象者が、補助対象経費以外に使用した場合などに行う返還事務等。 | <input type="checkbox"/> 県が行う返還事務等に必要な応じて協力する<br><input type="checkbox"/> 県が行う返還事務等に協力しない |

### 「添付書類」

研修機関等認定申請書（別紙様式第 1 号、別添 1・2、その他参考資料）

推薦する研修機関等一覧（別紙様式第 4 号）

番 号  
年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇農林水産事務所長※1

研修機関等認定申請について（副申）

〇〇市（町村）長からの推薦を受けた※2 研修機関等から別添のとおり申請がありました。

内容を審査したところ、認定基準を満たしていると認められます。

「添付書類」

研修機関等認定申請書（別紙様式第1号、別添1・2、その他参考資料）

研修機関等推薦書（別紙様式第2号）

推薦する研修機関等一覧（別紙様式第4号）

（注）下線部は要領第3の3（2）の場合は

※1 「農業大学校長」とする。

※2 削除する。



## 推薦する研修機関等一覧

| 農林水産<br>事務所名 | 推薦<br>市町村名 | 研修機関等<br>所在地 | 研修機関等名 | 代表者名          | 研修責任者<br>(注1)    | 研修指導者<br>(注1)   | 研修対象品目名 | 研修期間  |     | 受入可能な<br>研修生数<br>(名) | 研修機関等の<br>認定基準(注2) |
|--------------|------------|--------------|--------|---------------|------------------|-----------------|---------|-------|-----|----------------------|--------------------|
|              |            |              |        |               |                  |                 |         | 期間    | 開始月 |                      |                    |
| (記入例)<br>尾張  | 〇〇市        | ●●市          | △△部会   | ▲▲▲▲          | ▲▲▲▲▲<br>(農業経営士) | ■●●●<br>(青年農業士) | ダイコン、ナス | 1年    | 7月  | 2                    | ○                  |
| 知多           | 〇〇市        | ●●市          | △△△△   | —             | △△△△<br>(農業経営士)  | △△△△            | イチゴ     | 2年    | 随時  | 1                    | ○                  |
| 西三河          | 〇〇町        | ●●町          | 株式会社△△ | 代表取締役<br>▲▲▲▲ | ▲▲▲▲             | ■●●●            | キュウリ    | 1年8か月 | 4月  | 3                    | ○                  |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
|              |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |
| 計            |            |              |        |               |                  |                 |         |       |     |                      |                    |

注1) 研修責任者・研修指導者が農業経営士又は青年農業士の場合は、氏名の下にカッコ書きで該当する称号を記載すること。

注2) 市町村は、研修機関等が認定基準をすべて満たしている場合には○を、認定基準を一部でも満たしていない場合は×を記載すること。

※ 認定された研修機関については、「推薦市町村名」「研修機関等の認定基準」欄を除き、WEBページ等で広く情報を公開します。